

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人秋山賢三外 103 名の上告趣意のうち，公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（平成 13 年東京都条例 96 号による改正前のもの）5 条 1 項，8 条 1 項の規定違憲をいう点は，原審で何ら主張，判断を経ていない事項に関する違憲の主張であり，その余は，憲法違反，判例違反をいう点を含め，実質は事実誤認，単なる法令違反の主張であり，被告人本人の上告趣意は，事実誤認の主張であって，いずれも刑訴法 405 条の上告理由に当たらない。

また，所論にかんがみ記録を精査しても，同法 411 条を適用すべきものとは認められない（被告人が本件犯行を行ったとした原判断は正当として是認できる。）。

よって，同法 414 条，386 条 1 項 3 号により，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 藤井正雄 裁判官 町田 顯 裁判官 深澤武久 裁判官 橫尾和子）